

## 神崎町・大河内町合併協議会会議傍聴規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

### (傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会議の会場規模に応じて、議長がその都度決定する。

### (傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴受付簿(様式第1号又は様式第2号)に必要事項を記入しなければならない。

### (傍聴証)

第5条 一般席の傍聴人に対しては、会議開催の予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証(様式第3号)を交付する。ただし、その時刻における傍聴希望者が第3条の定員を超えるときは、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者を除く
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者

( 7 ) 異様な服装をしている者

( 8 ) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

( 傍聴人の守るべき事項 )

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

( 1 ) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

( 2 ) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと

( 3 ) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと

( 4 ) 飲食及び喫煙をしないこと

( 5 ) みだりに席を離れないこと

( 6 ) 携帯電話及びポケットベルを使用しないこと

( 7 ) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

( 写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止 )

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

( 職員の指示 )

第 9 条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

( 傍聴人の退場 )

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

( 違反に対する措置 )

第 11 条 傍聴人がこの規定に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

( 補則 )

第 12 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。



様式第2号（第4条関係）

神崎町・大河内町合併協議会会議傍聴受付簿  
（報道関係者席用）

1 会議の内容

会議名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

2 傍聴希望者受付

受付番号	氏名	所属機関	住所

様式第3号（第5条関係）

<b>傍 聴 証</b>	
<b>第 号</b>	
会議名	
開催日時	
開催場所	
神崎町・大河内町合併協議会	